

豊島区立図書館りんごのたなスポンサー制度実施要綱

令和6年2月2日
文化商工部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区広告掲載取扱要綱（平成18年2月9日決定。）第2条、第4条及び第5条の規定に基づき、事業者が社会貢献活動の一環として豊島区立図書館（以下「図書館」という。）に読書が困難な人が「読める」本・「読みやすい」本（以下「バリアフリー図書等」という。）を現物で提供する制度（以下「りんごのたなスポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(りんごのたなスポンサー制度の内容)

第2条 本制度の趣旨に賛同する事業者（以下「りんごのたなスポンサー」という。）は、この要綱の定めるところにより、図書館の利用者の閲覧に供するバリアフリー図書等を現物により図書館に提供する。

- 2 りんごのたなスポンサーは、提供バリアフリー図書等（以下「スポンサー図書」という。）の裏面や図書保管袋にスポンサー名を表示（以下「スポンサー名表示」という。）することができる。
- 3 前項に規定するバリアフリー図書等の配架場所及び書架にスポンサー名を表示する位置は、図書館課長が決定するものとする。
- 4 図書館スポンサーは、その事業所、店舗等において、図書館が提供する掲示物により、りんごのたなスポンサーであることについて周知することができる。
- 5 図書館は、図書館ホームページ等により、りんごのたなスポンサーの名称等を公表するものとする。ただし、りんごのたなスポンサーの申出により匿名にすることができる。

(りんごのたなスポンサーの対象)

第3条 りんごのたなスポンサーの対象は、本制度の趣旨に賛同する法人その他の団体または個人事業主とする。ただし、次の各号に定める業種または事業者には該当する者は除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」に規定する風俗営業その他これに準ずる業種
- (2) 消費者金融
- (3) 占い、運勢判断に関するもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 社会問題を起こしている事業者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行うもの
- (7) 集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館課長が不相当と認めるもの

(りんごのたなスポンサーの募集)

第4条 りんごのたなスポンサーの募集は、原則として公募によるものとする。

- 2 前項の公募の方法は、豊島区の広報紙及びホームページまたは図書館ホームページへの掲載

その他の方法で行う。

(りんごのたなスポンサーの申込み方法)

第5条 りんごのたなスポンサー制度に申込をする者（以下「申込者」という。）は、図書館課長が別に定めるバリアフリー図書等リストの中から、りんごのたなスポンサーとしてスポンサー図書を選定し、豊島区立図書館りんごのたなスポンサー制度申込書（第1号様式）に図書館課長が別に定める書類を添えて、図書館課長に提出しなければならない。

2 申込みは、原則として先着順に、随時受付けるものとする。

(りんごのたなスポンサーの決定)

第6条 図書館課長は、前条の規定による申込を受けたときは、当該申込みに係る書類の審査を行い、その結果を豊島区立図書館りんごのたなスポンサー制度承諾（不承諾）通知書（第2号様式）により、申込者に通知する。

(りんごのたなスポンサーの責任等)

第7条 りんごのたなスポンサーは、スポンサー名表示に起因する一切の責任を負うものとする。

2 りんごのたなスポンサーは、スポンサー名表示に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、りんごのたなスポンサー自らの責任及び負担において解決しなければならないものとする。

3 りんごのたなスポンサーは、スポンサー名表示の決定を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないものとする。

(スポンサー名の規格)

第8条 スポンサー図書の裏面や図書保管袋（縦10センチ×横15センチ以内）及び図書館のバリアフリー図書等の書架付近に、りんごのたなスポンサーの名称を表示することができる。

(スポンサー図書の物納及び受領書)

第9条 りんごのたなスポンサーは、原則として、図書館課長が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）からスポンサー図書を購入する。

2 スポンサー図書の購入に伴う諸費用は、りんごのたなスポンサーの負担とする。

3 スポンサー図書は、指定事業者またはりんごのたなスポンサーが図書館に現物を提供する。

4 スポンサー図書の受領後、図書館課長はスポンサー図書受領書を発行する。

(スポンサー図書の所有権)

第10条 図書館が提供を受けたスポンサー図書の所有権は、豊島区に帰属する。

(図書館スポンサーの取消し)

第11条 図書館課長は、りんごのたなスポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、りんごのたなスポンサーの決定を取消することができる。

(1) 第5条に規定する申込書の記載内容に瑕疵または虚偽が判明したとき

(2) りんごのたなスポンサー制度の承諾後の状況の変化等により、第3条の規定に抵触したとき

(スポンサー図書の廃棄等)

第 12 条 スポンサー図書が経年劣化やその他事情により、閲覧貸し出しにふさわしくないと図書館課長が認めたときは、他の所蔵図書資料と同様に提供先図書館において廃棄等を行うことができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、図書館課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。